

令和元年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会議事録

日 時 令和元年7月16日（月）15：00～16：00

場 所 ホテル京都エミナース 3階会議室「松」

出席者 委員 荒木委員，石上委員，加藤委員，土江田委員，葉山委員

本市 鈴木都市計画局長，簗都市企画部長，梅澤まち再生・創造推進室長，
永森都市総務課長，寺谷都市づくり担当課長，施設所管課，事務局

（開会～委員紹介）

永森課長	定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回京都市都市計画局指定管理者選定等委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。 私、京都市都市計画局都市総務課長の永森と申します。誠に僭越ではございますが、本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 さて、この委員会につきましては、都市計画局が所管しております公の施設の指定管理者の選定について御審議いただくものでございます。 それでは、議事に入ります前に、今回の選定等委員会の委員に就任いただきました各委員の皆様を紹介させていただきます。 ～各委員の紹介～ 続きまして、本市の出席者を紹介させていただきます。 ～本市出席者の紹介～
------	--

（局長挨拶）

永森課長	それでは、委員会の開会に当たり、都市計画局を代表し、都市計画局長の鈴木から一言御挨拶させていただきます。
鈴木局長	都市計画局長の鈴木でございます。都市計画局指定管理者選定等委員会の審議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、委員への就任を御快諾いただき、見学会含め、御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。 さて、本委員会は、先程、現地を見学していただいた、来年6月にオープンを予定しております「京都市交流促進・まちづくりプラザ」の管理運営を行う指定管理者の選定を行うために設置するものでございます。本施設につきましては、西京区エリア全体の活性化を目指し、本市と阪急電鉄が連携して取り組んでおります、高架下空間を活用した「洛西口～桂駅間プロジェクト」の一環として、本市が整備する施設でございます。 この施設の設置に当たっては、経過がございまして、平成27年当時の市長のマニフェストにおいて、ニュータウンの活性化、特に少子高齢化が進んでいる向島ニュー

	タウン、洛西ニュータウンの活性化を掲げており、その中で、建設局が進めておりました、阪急電鉄の高架化事業において生み出される土地について、高架化事業に取り組んだ自治体へ土地の１５％を無償で借り受けることができる国の制度を活用し、高架下事業に着手することといたしました。 今までの高架下事業では、自治体が自転車置き場として整備してきた事例が多く、阪急電鉄としても今回の高架下事業では、洛西口、西京区の活性化に資するシンボルとしたいという申し入れがあり、この度のプラザ設置となりました。 今年度予算で３億８千３百万円という整備予算を計上しております。財政状況が厳しい中で、こうした施設を整備することについて、厳しい判断や御意見をいただきながら、これまでの経過を踏まえ、実現することとなりました。 このプロジェクトの実施に当たっては、行政が進めるだけではなく、地域の皆様のまちづくりの機運を醸成いただくことも含めまして、ワークショップ、アンケート調査等を行い、「地域交流」と「子育て」をテーマとした施設を整備したいという方向性が出てまいりました。キッズランドと言いますと、本来は民間でやっていたものであるものであり、ここに行政としてどのように関わっていくのか、また、指定管理者は市に対しての説明責任もございます。その中でしっかりと施設運営を行っていただきたいと考えております。指定管理者の選定にあたりましては、委員の皆様からのそれぞれの専門分野や御経験をもとにした厳しい御意見もいただきながら、様々な視点で御審議いただき、選定していただきますようお願いしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。
--	---

(指定管理者制度概略～資料確認～会議の成立)

永森課長	ここで、審議に入ります前に、指定管理者制度の概略について説明させていただきます。本市の指定管理者制度は、お配りしています「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき定められた「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に則り、運用されております。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために導入しているもので、この選定等委員会での審議、団体の選定が、市議会の議決を経ることにより、民間事業者を含む幅広い団体に管理を委ねることができるようになります。 今回は、「京都市交流促進・まちづくりプラザ」の指定管理について、令和２年４月１日から４年間の指定管理者を募集するものであり、委員の皆様には「選定方法及び選定基準の検討」、「募集要項の内容の検討」、「選定基準に基づく審査」等を行っていただきます。
------	---

(会議の成立～委員長・副委員長の選出)

永森課長	はじめに、設置要綱第５条第３項の規定により、委員会の成立には委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員５名が出席されていますので、会議が成立していることを御報告します。次に、設置要綱第５条第２項の規定に基づき、本委員会の委
------	---

	員長の選出をお願いします。委員長の選出は、同要綱により委員の互選によることとなっています。いかがいたしましょうか。
葉山委員	委員長については、昨年の指定管理者選定等委員会の際に副委員長として参画された加藤委員に委員長をお願いしてはいかがでしょうか。
永森課長	葉山委員から加藤委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
永森課長	皆様御了解とのことです。加藤委員が委員長に選出されましたので、この後の委員会の進行は、加藤委員長をお願いします。
加藤委員長	ただいま、委員長を仰せつかりました加藤です。委員の皆様におかれましては、円滑な議事運営に御協力いただきますよう、お願いします。 早速ですが、まずは、設置要綱第4条第2項に基づき、副委員長の指名を行います。副委員長は、平成28年度都市計画局指定管理者選定等委員会で副委員長をしていただいた葉山委員にお願いしたいと思えます。葉山先生、よろしいでしょうか？（葉山委員「結構です。」）よろしくお願いいたします。 委員長、副委員長の選任につきましては、以上となります。 次に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。
永森課長	会議の公開について、本委員会は設置要綱第6条により、原則公開とされています。ただし、同要綱第2条第2項に関わる事項、つまり事業者の選定に係る事項を審議する場合は、委員長にお諮りしたうえで非公開とすることができるとされています。本日は、当該事項についての審議は予定されていませんので、原則どおり公開とさせていただきますと考えております。 また、公開した会議は、会議録を作成し公表することとなっています。公開に当たっては委員長、副委員長に御確認のうえ、行いたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
加藤委員長	ただいまの事務局の説明を踏まえ、会議を公開してもよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なしの声）
永森課長	御異議がないようですので、本日の会議は公開により運営します。

（全体スケジュール及び施設の概要説明）

加藤委員長	本題であります、指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議することとしますが、全体スケジュールと各施設の概要について、簡単に説明をお願いします。
永森課長	今回の指定管理者の選定に係る全体スケジュールについて、説明いたします。座席表の次にあります「全体スケジュール」を御覧ください。 まず、本日の第1回指定管理者選定等委員会において、これから指定管理者の募集を行う「京都市交流促進・まちづくりプラザ」に関する募集要項、審査基準等の審議を行っていただきます。 その後、7月24日から約1箇月間、指定管理候補者の募集を行います。

募集結果を取りまとめたうえ、9月中旬に第2回委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーション審査及び提出書類の審査を行っていただきます。

これらの結果を事務局で取りまとめ、指定管理候補者を選定した後、11月市会に指定管理者を指定するための議案を提出いたします。

そして、市議会の議決を経た後、京都市として指定管理候補者を指定管理者として指定し、令和2年4月1日から指定管理者による運営を開始し、6月1日から供用開始予定としております。

次に、「京都市交流促進・まちづくりプラザ」について、施設の概況を説明いたします。

資料につきましては、カラー両面刷り1枚資料の「京都市交流促進・まちづくりプラザについて」を御覧ください。

「京都市交流促進・まちづくりプラザ」につきましては、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、市民相互の間の交流を促進する活動及びまちづくりに関する活動その他の活動の用に供するための施設として設置しようとするものです。

「3 整備概要」といたしましては、子ども向けの遊び場となるキッズランドとオープンデッキを備えた「市民交流促進施設」とパーテーションで分割利用が可能な、キッチンコーナーも備えた多目的室や図書施設が設置される「市民活動支援施設及び図書施設」を整備する予定でございます。

「4 開所時間及び休所日」、「5 使用料」につきましては、本年5月の市議会において、「京都市交流促進・まちづくりプラザ条例」が議決されており、本条例において定められたものとなります。

裏面を御覧ください。

付近見取図、イメージパースは資料のとおりです。

「京都交流促進・まちづくりプラザ」のこれまでの経過について、説明いたします。本市と阪急電鉄は、阪急京都線洛西口駅付近の連続立体交差化事業により生み出された高架下空間の利活用に関し、平成27年12月に包括的連携協定を締結し、西京区エリア全体の活性化を目指す「洛西口～桂駅間プロジェクト」を進めてまいりました。本プロジェクトでは、市民と共にまちづくりを進めることを基本に、平成28年度には、ワークショップやアンケート調査等により市民意見の集約を行い、これを踏まえ、平成29年8月に、高架下の整備の方向性を示した整備計画概要を取りまとめました。この中で、市民の皆様から要望の多かった「子育て」や「地域交流」をテーマとする公共施設を本市が整備することとし、平成30年2月には、具体的な整備事業プランを策定し、本年3月には設計を終えたところです。

また、阪急電鉄においては、洛西口駅北側の駅付属施設等を先行整備し、昨年10月に、「TauT（トート）阪急洛西口」第1期エリアとしてオープンしており、本件公共施設は、その北側のエリアに設けるものです。詳細につきましては、募集要項の審議の際に、改めて説明いたします。

なお、先程御紹介しましたが、本日の審議に当たり、施設の所管課から関係職員が出

	席しております。施設の審議の際の御質問等につきましては、関係職員からの回答となりますので、あらかじめ御了解をお願いします。
--	---

(京都市交流促進・まちづくりプラザの審議)

加藤委員長	それでは、京都市交流促進・まちづくりプラザ指定管理者の選定方法及び選定基準を含む募集要項について審議します。事務局から説明をお願いします。
永森課長	京都市交流促進・まちづくりプラザ指定管理者募集要項について御説明いたします。 「募集要項（案）」をお開きいただき、御覧ください。 「1 指定管理者の資格」についてです。 指定管理者の資格は、(1)～(8)に記載する条件を全て満たす、法人、その他の団体とします。個人単位での応募はできませんが、規約・定款等を備えた組織体であれば、NPOや自治会等の団体でも応募可能です。 「2 指定期間」についてです。 指定期間は、令和元年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とします。ただし、現在、本施設は建設工事着手前であり、指定管理の始期については、工事完了日後となるため、工期延長に伴い、工事完了日が令和2年4月1日以降になる場合は、指定管理の始期を別途調整することとします。 また、本施設の建設工事の完了から施設の供用開始までには、遊具等の整備や開業準備行為等を含め、最大で2箇月程度の期間を設けることとし、この期間は指定管理期間に含むこととします。 次に、3ページを御覧ください。 「3 施設の概要」についてです。 「(1) 名称」～「(5) 敷地面積」は、記載のとおりです。 「(6) 施設の主な内容」につきましては、「ア 市民交流促進施設」「イ 市民活動支援施設及び図書施設」となっております。別紙につけております、A3横長カラー刷りの施設図面及びA4横長カラー刷りのイメージパースを用いて説明いたします。 施設図面1枚目を御覧ください。図面の左側から「市民交流促進施設」には、「駐輪場」、「屋外庭園」を整備予定としております。また、「計画建物1」には小学生以下を対象とした「キッズランド」を整備します。ウッドデッキスペースを挟み、「計画建物2」には厨房設備を備えたスペースを整備します。 高架下の道路を挟み、「市民活動支援施設及び図書施設」を整備します。人口芝を敷いた「広場」を整備し、「計画建物3」には市民の皆様をはじめ、広く一般向けに貸し出すスペースとして、「第1多目的室」、「第2多目的室」、「第3多目的室」を整備し、図書施設を併設します。「計画建物3」には駐輪場も整備します。 A3横長カラー刷りの施設図面の2枚目以降は、計画建物毎に平面図と断面図をつけています。 つづいて、募集要項本文の説明に戻ります。募集要項3ページを御覧ください。 「4 業務の概要」についてです。

業務範囲は、「(1) 管理運営業務」、「(2) 事業の企画、実施等」、「(3) 本市が必要と認める事業」としています。

「5 管理運営に係る基本的事項」についてです。

「(1) 基本的事項」であります「ア 開所時間」について、「市民交流促進施設」は1年間の各開所日における開所時間の平均値が8時間を下回らない時間で、午前10時から午後6時までを標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める時間としており、「市民活動支援施設」は午前10時から午後4時までは開所時間とし、かつ、1年間の各開所日における開所時間の平均値が8時間を下回らない時間で指定管理者が市長の承認を得て定める時間としています。

次に、4ページを御覧ください。

「イ 休所日」については、各施設共通で8週につき4日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める日とします。ただし、1年当たりの休所日は、管理上特別の理由がある場合を除き、32日を超えてはならないこととします。

「(2) 職員配置」は、ア～エのとおりとし、施設の区分ごとにそれぞれ最低1名以上の職員を常時配置することとします。

「(3) 具体的な業務内容及びその基準」は、別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業務の内容及びその基準」に記載しております。

10ページ別紙1「京都市交流促進・まちづくりプラザ管理運営業務の内容及びその基準」を御覧ください。

「1 施設の運営に関する業務」のうち、「(1) キッズランド運営業務等」について、説明いたします。

「ア キッズランド遊具等整備」は、小学生以下を対象とした魅力あるキッズランドのプロデュースに加え、実際に必要な遊具等の各種備品の整備を行うこととします。

「イ 受付等」は、キッズランド使用者に対し、「使用者証」を発行し、受付及び入退場の管理を行うこととしています。また、使用者証の発行に係る使用者の情報収集については、使用者が市内在住であるかどうかを必ず確認することとします。

「ウ 使用料の徴収等」は、資料の表のとおりとし、「個人・団体」、「市内在住・市外在住」の区分に応じて使用料を設定しています。

2ページを御覧ください。

「エ 安全管理」は、必要に応じて保護者同伴での使用を求めること及びキッズランド内に常時スタッフを配置すること等で安全管理を行うこととします。

次に、「(2) 多目的室運営業務」についてです。

多目的室は、施設図面での説明時にも申し上げましたとおり、「第1多目的室」、「第2多目的室」、「第3多目的室」の3室を整備します。

「ア 受付等」は、多目的室の使用申し込みについて、使用者から使用許可申請を受け付け、使用許可を出すこととします。使用許可申請は、電話・インターネット等による申し込みも受け付けることとします。多目的室の貸し出しの際は、受付窓口において、許可申請者と使用者が同一であることの確認を行い、貸し出すこととします。

「イ 使用料の徴収等」は、表のとおりとし、多目的室の区分に応じて使用料を設定しています。

次に、3ページを御覧ください。

「(3) 図書施設運営業務」についてです。

「ア 図書施設整備」は、子育て世代を中心とした市民の憩いの場となるライブラリ

	ースペースのプロデュースに加え、実際に必要な各種備品の整備を行うこととします。 「イ 蔵書の選書、収集、配架」は、主に幼年期、少年期を対象とした図書の選書、収集、配架を行うこととします。また、選書に当たっては、まちづくりに関する図書を一定数確保することとします。 「ウ 貸出業務」につきまして、貸し出しは無料といたします。 次に、「(4) 各種講座等の企画及び実施業務」についてです。 「ア 市民相互の間の交流の促進に資する講座等の企画及び実施」は、幅広い世代を対象とした、同世代間、他世代間の交流の促進に資する講座等を企画及び実施することとします。実施場所や規模については問いませんが、概ね毎週1回以上実施することとします。 「イ まちづくりに関する活動のための講座等の企画及び実施」は、幅広い世代を対象とした、京都ならではのまちづくりに興味を持ち、ひいては全市民的な活性化につながる講座等を企画及び実施することとします。実施場所や規模については問いませんが、概ね月1回以上実施することとします。 次に、「(5) まちづくりに関する相談業務等」についてです。 「ア 相談対応業務」は、個人、団体、企業等からのまちづくりに関する相談対応を行い、必要に応じてまちづくり活動に係る実施場所、方法等の提案及び人的コーディネート等を行うこととします。また、地域のイベント等に参加するなど、地域の特性をいかした市民主体のまちづくりに積極的に関わることとします。 「イ 情報の収集及び提供等」は、各地域のまちづくり活動等に関する情報の収集を行うとともに、資料の展示等により、これらの情報の発信及び提供に努めることとします。 次に、「(6) その他」についてです。 これまで説明いたしました内容に加え、計画建物2、ウッドデッキ、広場等における本施設の設置目的に資する事業等の実施、地域の自治会や近隣商業施設との共同によるイベント等の企画・調整及び実施、本施設の魅力を効果的に発信するパンフレット、ホームページ等の作成を行うこととします。 次に「2 施設の管理に関する業務」についてです。 施設の維持管理業務として、「(1) 防火管理者の配置」、「(2) 建築物及び外構部分の保守管理」、「(3) 建築設備の保守管理」、5ページに移りまして、「(4) 備品等の保守管理」を実施することとし、必要な法定点検を実施することとします。 「(5) 清掃業務」は、「ア 日常清掃」、「イ 定期清掃」に記載のとおり、施設及び敷地内について細やかな清掃を行い、来訪者並びに勤務者が快適な状態で過ごせるような環境を維持することとします。 また、「ウ ごみの集積場」に記載のとおり、清掃ごみ、回収ごみ等については事業系廃棄物として適切に処理することとします。 なお、業務により発生した生ごみについては、計画建物2内の冷蔵ゴミ保管庫にて処
--	---

分までの間保管することとします。

「エ 清掃管理に関連した業務」は、主に便所の美観維持や衛生環境の維持に必要な消耗品の管理を実施することとします。

次に、6 ページを御覧ください。

「(6) 保安警備業務」は、「ア～カ」に記載のとおり、施設内の秩序の維持、施設における火災、盗難等の不良行為の予防及び安全の確保を行い、良好な施設環境を保持することとします。

次に「3 その他」についてです。

「(1) サービスの向上」は、利用者の満足度やニーズを把握し、利用者の増加に努めるとともに、各種トラブル、苦情等については、迅速かつ適切に対応し、適宜、本市へ報告することとします。

「(2) 物品の管理」は、本市から貸与する市有物品や市有外物品についての管理と、指定管理者が購入した物品等の管理について、適切に管理することとします。

「(3) 調査・監査・検査」は、本市が地方自治法に基づく実地調査や指示を行うことができること、地方自治法に基づく監査・検査を行うことがあることを記載しています。

「(4) 秘密保持義務」は、業務に際して知り得た情報は、指定管理期間終了後も他に漏らしてはならないと定めています。

次に、7 ページを御覧ください。

「(5) 個人情報の保護」は、業務に際して知り得た情報は、指定管理期間終了後も他に漏らしてはならないと定めています。

「(6) 情報公開」、「(7)法令等の順守」、「(8)危機管理対応」、「(9)健康、環境への配慮」については、各項目について、法令の遵守、必要な措置を講じることを記載しています。

「(10) リスクの負担区分」は、事故・災害等による施設の損傷及び被災者に対する第一次的責任者は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに京都市に報告することとし、施設賠償保険は指定管理者が加入することとしています。

また、管理運営に際し予測される京都市と指定管理者とリスクの負担区分については、8 ページのとおりとし、協定書を締結する段階で双方協議のうえ詳細を定めることとします。

次に9 ページを御覧ください。

「(11) 各種報告書の提出及び公表」は、指定管理者は、毎年度の指定管理業務終了後60日以内に指定管理業務に関する事業報告書を本市へ提出することとしています。

「(12) 事業の継続が困難となった場合の措置」、「(13) 帳簿書類等の保存年限」については記載のとおりです。

次に「4 事業の評価」についてです。

指定管理者から提出される事業報告書等を基に本市で指定管理業務の評価を行うこ

とし、業務内容に疑義があるときは、指定管理者へ説明を求め、改善が必要と認める場合は是正勧告を行うこととします。

別紙１の説明は以上です。

次に、募集要項の４ページへお戻りください。

「(4) 管理運営業務に係る費用」は、年度ごとの当該委託料は、53,500,000 円を上限に、京都市会の議決を経た予算の範囲内で、公募において指定管理候補者が示した金額を基に、双方協議のうえ協定書において定めることとします。

また、本施設建設工事の工期延長に伴い指定管理期間が短縮された場合には、指定管理開始年度の委託料のうち、当該期間の短縮により減額することが適当と認められるものについては、当該短縮された期間に相当する金額を差し引いて支払うこととします。

「(5) キッズランド等の整備に係る費用」は、キッズランド及び図書施設のプロデュースや遊具、本棚及びマット・敷物類、使用者用のベンチ・椅子等の各種備品の配置計画の策定及び整備を行う費用については、京都市が支払う委託料をもって充てるものとし、当該委託料は、41,000,000 円を上限に、京都市会の議決を経た予算の範囲内で、公募において指定候補者が示した金額を基に、双方協議のうえ協定書において定めることとします。

なお、当該委託料により整備した遊具等については、市有財産として取り扱うこととします。

「(6) 指定管理者の収入等」は、施設の使用料は、本市の収入として取り扱います。

「(7) 自主事業」は、指定管理者は、本市の許可を受けたうえで、本施設において講座、イベント、飲食及び物販等の自主事業を行うことができることとします。

なお、自主事業に係る費用は指定管理者が負担し、当該事業により得られた収入は指定管理者のものとし、

次に、５ページを御覧ください。

「(8) 行政財産の目的外使用許可」は、行政財産の目的外使用部分の使用許可及び使用料の徴収については京都市が行うこととします。

「(9) 業務の再委託」は、包括的な業務の再委託は認めないこととします。個別具体的な業務の再委託については、事前に本市と協議を行い、承認を受けることとします。

次に、「**６ 選定の手順**」についてです。

本日、御審議いただいた後、７月２４日に広報発表、プレスリリースを行い、同日に募集要項等の配布を開始する予定です。

質疑の受付は、７月２４日から８月７日までとし、８月１９日に、京都市のホームページに、質疑の回答を掲載する予定です。

応募申請書・添付書類の受付は、８月２１日から８月２８日までの１週間です。

本日の会議の最後に日程調整をさせていただきますが、９月中旬に第２回の選定等委員会を開催し、その際に提案内容の審査及び指定候補者の選定を行いたいと考えています。

次に、「**７ 応募方法等**」についてです。

提出書類は、別紙２「提出書類一覧」のとおりです。

次に、６ページを御覧ください。

「(2) 質疑」は、「イ 質疑の方法」のとおり質疑要旨を簡潔にまとめ、令和元年７月２４日から８月７日までの期間に送付又は持参することとします。

「(3) 回答」は、８月１９日にすべての質問及び回答について、京都市情報館の都市計画局都市企画部都市総務課のホームページに掲載します。

回答につきましては、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

「(5)プレゼンテーションの実施」は、申請書類等の提出後にプレゼンテーションの機会を９月中旬に予定しています。

次に、７ページを御覧ください。

「**８ 指定候補者の選定**」についてです。

「(1) 指定候補者の選定方法」は、この指定管理者選定等委員会の意見を聴取したうえで市長が決定します。また、指定候補者の他に第２候補者、第３候補者を決定します。

なお、審査の結果、該当なしとする場合があります。

「(2) 選定等委員会」について、選定等委員会は、募集要項及び選定基準等に係る事項について検討し、指定候補者の選定を行います。

「(3) 審査基準」における、「ア 審査基準」は、提出書類の審査及びプレゼンテーション並びにヒアリング等の結果を基に、選定等委員会が京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第１項に定める基準で審査します。

「イ 審査項目及び評価方法」は、審査項目を８ページのとおりとし、評価方法は各々の項目について０点から５点までの６段階評価を行い、各評価点に対して重要度に応じた係数を乗じて算出した得点を合計し、得点の高いものから指定候補者を選定することとします。

次に、９ページを御覧ください。

「(4) 審査結果」について、指定候補者の選定は、１０月上旬の予定としています。

「(5) 指定候補者の選定等の公表」は、概況（経過等）、審査内容の概要を公表することとします。

「(6) 協定書の締結」は、指定候補者の選定後、京都市と指定候補者は、本施設の管理運営に関する仮協定書を締結することとします。

「(7) 市会の議決及び指定管理者の指定」は、地方自治法に基づき京都市会へ指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。こちらは１１月を予定しています。

「(8) 労働関係法令遵守状況報告書」は、本件の指定管理者となった場合、指定管理協定締結後、京都市公契約条例に基づく労働関係法令遵守状況報告書の提出を求めることとします。

「(9) 第２候補者及び第３候補者との交渉」は、記載のとおりとします。

「**９ 指定候補者の選定**」についてです。

「(1) 業務の休廃止」は、本施設の管理運営業務を休止し、又は廃止しようとする

	きは、あらかじめ京都市の承認を受けることといたします。 「(2) 指定の取消等」は、指定管理者が募集要項に記載するものに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあることを記載しています。 「(3) 原状回復及び引き継ぎ」は、指定管理者は、指定期間が終了するとき又は指定が取り消されたときは、施設を原状回復する必要があることを記載しています。 「(4) 市税に関する留意事項」として、事業を行う者にかかる事業所税等の納税義務者となることを記載しています。 募集要項の説明は以上となります。
加藤委員長	ありがとうございました。それでは、質疑に移ります。ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問をいただきますようお願いいたします。ただ今の説明に関し、何か御質問等はございますか。
葉山副委員長	募集要項 8 ページの審査項目における「サービス向上の取組」に「地域との連携」の項目があるほか、「その他評価すべき取組」にも「地域と連携・協働し、地元住民等の意向を踏まえた事業等を実施することができるか」と記載されていますが、これはいかに地域住民との連携を取っていくかという点に重点を置いているということなのですか。また、「事業内容」に「事業の企画・実施」という項目があるほか、「その他評価すべき取組」にも「事業を効果的に広報・PR する方策が示されているか」と似た項目が記載されていますが、こちらも同様ですか。
寺谷課長	サービス向上における地域連携については、主に周辺地域住民への配慮事項として項目を想定しています。具体的には、会場で行われるイベントについて、しっかりと地域へ周知する、多くの参加が見込まれる場合には、警備対策、安全対策に努めるといった、一般的な配慮を想定しています。これに対し、その他評価すべき取組における地域連携については、地域住民等の意向を踏まえた事業を実施することができるか、地域の要望を積極的に取り入れられるのかといった、能動的な地域連携を想定しています。 事業の企画・実施、広報については、前述の内容を踏まえた、設置目的を推進する提案と施設の利用を促進する広報を行う方策が示されているかということに評価の重点を置いています。
土江田委員	募集要項 8 ページの審査項目における「財務状況」に「財務状況が安定しているか」という記載があり、「安定」では、低位で安定することもあるのではないかと思います。この項目では、指定管理者として財政状況に不安はないかどうかを確認したいものと思いますので、「財務状況が指定するにあたり、不安はないか」などの表現に修正されてはいかがでしょうか。 もう 1 点は、審査項目における「中長期経営計画」における中長期とはどの部分を指すものですか。指定管理期間の 4 年間ですか。
加藤委員長	文言の表現については、土江田委員の御意見を踏まえ、事務局で修正することによってよろしいですか。

土江田委員	結構です。
旗部長	土江田委員からいただいた「中長期」に関する御質問について、中期については、指定管理期間である４年間、長期については、次期指定管理者は未確定であるものの、応募者としては、長期的に本施設をどのように運営していきたいかということを確認したいと考えています。表現については、応募者に分かりやすい表現に修正します。
荒木委員	募集要項８ページの審査項目における「施設の維持管理」の「日常の警備・清掃」について、子どもが利用する施設という点では、あまりにも強固な警備体制であると運営する際に大変なのではと思います。どの程度の警備体制を求めているものですか。
寺谷課長	「施設の維持管理」の「日常の警備・清掃」については、営業時間外の施設及び施設備品等、京都市の財産を守るためにどういったことができるのかを主眼に置いています。荒木委員からの御指摘については、審査項目「利用者への配慮」に「高齢者や子どもが利用しやすい施設となるための具体策が示されているか」と審査項目「危機管理」に「事故防止などを含む日常的な危機管理の方策や災害対策及び緊急時の対応策などが確立されているか」が関連しており、日常的な警備と、利便性を保ちつつ、リスク管理を行うことについて、それぞれ記載しています。
葉山副委員長	募集要項９ページの「９ その他」における「(1) 業務の休廃止」について、「あらかじめ京都市の承認を受けなければならない。」とありますが、指定管理者はいつまでに京都市へ申し入れるなど、具体的な期間を定める必要があるのではないですか。
旗部長	委員の御指摘を踏まえ、関係法令等を再確認の上、必要な修正を加えます。
荒木委員	別紙１「京都市交流促進まちづくりプラザ管理運営業務の内容及びその基準」における「(1) キッズランド運営業務」について、「小学生以下を対象とした」となっていますが、本施設は小学６年生までが利用可能であるとの理解でよいですか。
寺谷課長	そのとおりです。
葉山副委員長	施設の使用料の徴収に当たって、継続的に市民に利用いただけるよう、年間パスポートの発行を検討されてはいかがでしょうか。
寺谷課長	本施設の設置条例を制定する際にも同様の議論はあり、いただいた御意見については、実際の利用状況の推移を確認しながら運用を検討したいと考えています。
葉山副委員長	整備予定の図書施設について、市民に無料で開放されるようですが、開放に当たっては、本をひと時読めるスペースの確保や、子育て世代の方だけでなく、高齢者の方にも利用いただけるように配慮できると良いと思います。
寺谷課長	時間を区切ってスペースを占有する場合は、多目的室を利用いただき、使用料を徴収することとしたいと考えておりますが、図書施設が含まれた「市民活動支援施設」の出入り自体は無料で、自由に開放したいと考えています。 また、図書施設について、本を一定の時間読んでいただけるスペースを確保する予定です。

加藤委員長	図書施設については、主体は子育て世代となっているものの、高齢者も含めた幅広い世代に活用いただくのが良いと私も思います。 最近、AI（人工知能）を用いて日本人の「長寿」に関連する共通項を調査したところ、「読書の頻度、図書館が多いこと」が長寿に関係しているのではないかとという結果が出ています。高齢者が図書館に通うことが長寿に関連しているのではないかとされています。
寺谷課長	当初は、子育て世代をターゲットとした図書を蔵書し、運営していくこととなりますが、高齢者の方も含めた多世代の憩いの場としても本施設を利用いただければと考えており、利用状況に応じて、図書の種類についても随時検討していきたいと考えています。
加藤委員長	委員の皆様のご意見、御質問が以上でしたら、募集要項について、意見反映の上、募集を行うことでよろしいですか。よろしければ挙手をお願いします。
委員一同	異議なし。（全員挙手。）
加藤委員長	それでは、「京都市交流促進・まちづくりプラザ指定管理者募集要項」については、一部、意見反映の上、7月24日から募集を開始することとします。 募集要項に関する審議は以上となります。最後に、今後の選定作業に向けた意見交換をお願いします。事務局から説明をお願いします。

（今後の選定作業について）

永森課長	今後の選定作業について、2点説明いたします。 はじめに、今回御審議いただいた審査基準による選定の具体的な方法についてです。選定につきましては、委員自らの審査が原則となっています。したがって、事務局で応募書類の取りまとめをさせていただいた後、次回の第2回選定等委員会において、委員の皆様に審査していただくこととなります。 次に、申請団体によるプレゼンテーションの機会ですが、当委員会の意見や提案を施設運営に活かしていただくため、競合の有無に関わらず、実施させていただくことでよろしいでしょうか。
加藤委員長	事務局から説明のありました2点について、何か御意見等ございましたらお願いします。
委員一同	異議なし。
加藤委員長	本日、次第で予定する審議内容については以上となります。 非常に貴重な意見交換を行うことができたかと思います。 さきほど、事務局から説明がありましたとおり、次回の委員会においては、審議いただいた募集要項に基づき応募があった提案者からの説明を受けることといたします。次回の委員会開催について、事務局から説明をお願いしたいと思いますので、進行を事務局へ返します。

永森課長	これをもちまして、本日予定していた審議を終了しました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議への御協力、ありがとうございました。次回日程について、事務局から日程調整表を配布いたしますので、出席いただける日時を御記入いただきますようお願いいたします。 (事務局による次回の日程調整の後、閉会)
------	---